

# 鳥取県中小企業の求人情報発信支援事業補助金 交付手続きの流れについて

## 1. 採択申請書の提出(令和3年4月1日～5月31日)

○採択申請書を、期限までに下記お問い合わせ先までメールまたは郵送、持参、もしくは電子申請によりご提出ください。  
(申請のあった方には受領の連絡をします。提出から1週間経っても県から連絡がない場合、お手数ですが再度ご連絡をお願いします。)

## 2. 事業の採択結果通知の到着(~6月15日)

○提出された事業計画書の総額が予算額を超えていた場合、次の順位により事業の採択を行い、その結果を県から通知します。  
<採択順位>  
①過去に本事業の利用実績が少ない者  
②過去3年間の採用実績が少ない者

## 3. 交付申請書の提出(採択結果通知に記載された日まで)

○採択を受けた場合、下記提出先まで必要書類を郵送又は持参してください。

## 4. 交付決定通知の到着

○交付決定後に事業を変更・中止・廃止する場合、県の事前の承認が必要です。

## 5. 事業実施

○事業実施は、採択申請書を提出した日から令和4年3月31日の間に行う必要があります。  
(事業実施には、補助事業に係る支払い事務も含まれますのでご注意ください。)

## 6. 実績報告書の提出(事業完了から30日以内又は令和4年4月20日まで)

○事業完了後、期限までに下記提出先まで必要書類を郵送又は持参してください。

## 7. 交付額確定通知書の受領

※交付申請及び実績報告を県が受領した日から30日以内に送付します。  
※補助金は、当該通知日から2週間程度でご指定の口座へお支払します。

### <資料提出・お問合せ先>

鳥取県商工労働部雇用人材局雇用政策課 雇用戦略担当  
〒680-8570 鳥取県鳥取市東町1丁目220(本庁舎7階)  
TEL:0857-26-7647 FAX:0857-26-8169  
E-mail:koyouseisaku@pref.tottori.jp